

エベユスポーツクラブ サッカースクール規約

第1章 活動趣旨

1. 本クラブは地域に密着した活動を行い、少年少女年代のサッカーのレベルアップを図り、日本サッカーの発展に努める。

第2章 活動における申し合わせ事項

1. 活動日・時間について（別途「サッカースクール案内」参照）

- ① 最低実施回数は年間38回とする。（祝・祭日等の休みとの関係上、月により実施回数が異なる場合がある）
- ② 活動の曜日・時間は、年度はじめにクラブが決定し、各会員はその設定に基づいて活動を行う。
- ③ 活動日が祝・祭日の時は、休みとする。
- ④ 春、夏、冬休み中は、時間を変更し実施する場合がある。（休暇ごとに1週間程度活動を休止する場合がある）

2. 活動の中止について

- ① 警報や悪天候などによって、活動が行えない状況の場合は中止とする。
- ② 施設の都合などによるグラウンド使用許可が下りない場合は中止とする。
- ③ 活動の有無については、スクールブログに掲載する。

3. 活動の振替について

- ① 中止となった活動日は実施回数に含まない。年間の最低実施回数に満たない場合は、長期休暇もしくは休日を利用し活動する。
- ② 各会員の諸事情による他の曜日への振替を認めない。

4. スポーツ安全保険について

- ① 本クラブの会員は、スポーツ安全保険（以下保険）にクラブ側の手続きにより加入する。
- ② 保険の加入については、入金手続き（入金確認）完了後、加入手続きを行い年度内は適用される。
- ③ 本クラブの活動中・移動中に怪我をした場合は、1回目からの通院で保険の適用対象となる。（場合によっては適用されない怪我もある）ただし、事故の日から30日以内に必ずクラブに報告し、手続きを行わなければ保険が適用されない場合がある。

5. 休会について

- ① 休会を希望する場合は、前月25日までに保護者よりクラブに申し出た上で会員種変更申請書を提出し、承認されなければならない。
- ② 会費の過払いがある場合は、差額をその後の会費で調整し、不足がある場合は清算する。
- ③ 休会期間は、本クラブ会員として運営維持費500円を納める。また送迎バスを利用している会員で休会期間中もバスの座席を確保しておく場合はバス協力金も納めなければならない。
- ④ 事務局に申し出がなかった場合は、休会として認められず、通常の金額とする。

6. 曜日・回数の変更について

- ① 変更を希望する場合は、前月25日までに保護者よりクラブに申し出た上で会員種変更申請書を提出し、承認されなければならない。
- ② 会費の過払いがある場合は、差額をその後の会費で調整し、不足がある場合は清算する。

7. 退会について

- ① 退会を希望する場合は、25日までに保護者よりクラブに申し出た上で会員種変更申請書を提出し、承認されなければならない。
- ② 会費の未払いがある場合は、清算した上で退会を認める。過払いがある場合は、速やかに返金する。（手数料などは会員の負担とする）

8. 再入会について

- ① 一度退会した会員が再入会する場合は、再び入会金、年会費が必要となる。ただし、年度内に再入会した場合は、年会費のみ免除する。

9. 会費の滞納について

- ① 2ヶ月以上の会費滞納がある場合は、納入を督促する。その後1ヶ月以内に納入がない場合は、全額入金が確認できるまで活動を休止する。

10. その他

- ① 入会者の活動中及びその移動中に起こった負傷・疾病・死亡事故について、本クラブに重大な過失がない限り、一切責任を負わないものとする。
- ② 問題が生じた場合は、本クラブは誠意を持って問題解決に努める。
- ③ 本クラブは、クラブの主旨に反する行為や、著しくクラブ運営・活動に支障をもたらす言動のあった者（保護者含む）に対して、厳しく懲戒を行うことができる。